

社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設指定に関する内規

(平成2年2月9日制定)

(平成4年3月27日改正)

(平成6年3月4日改正)

(平成7年9月29日改正)

(平成10年7月1日改正)

(目的)

1 本内規は、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則第12条ならびに13条に基づき、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医研修施設(以下「研修施設」という。)の指定に関する事項を定める。

(研修施設の指定)

2 研修施設の選定は、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という。)が毎年1回行い、理事会の議を経て、理事長が指定し、指定証を交付する。

3 本委員会は、研修施設の指定に関する要項を決定し、会員に公告する。

(申請)

4 研修施設の指定を受けようとする施設は、次に定める条件をすべて満たしていなければならない。

一 本会が委嘱した指導医が1人以上勤務しているか、又は専門医2人以上が常勤し十分な指導体制があること。

二 研修要領による研修が可能であること。

三 十分な超音波診断装置、超音波検査件数、ベッド数、入院・外来患者数、剖検数・生検数及び図書設備を備えていること。

5 研修施設の指定を受けようとする診療施設の長は、会誌に公示する期日中に所定の様式の研修施設指定申請書類を、理事長に提出しなければならない。

(更新)

6 指定研修施設は、5年ごとに所定の手続きを経て、改めて更新審査を申請しなければならない。

(改廃)

7 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約委担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、平成2年2月9日から施行する。